

平成 26 年定例会

環境生活農林水産常任委員会 説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第 202 号 三重県総合文化センターの指定管理者の指定について 1

◎ 所管事項説明

- 1 三重県内における「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定（案）」について 1 1
- 2 「三重県国際化推進指針 第一次改訂」の見直しに係る基本的な考え方について 2 1
- 3 次期三重県消費者施策基本指針（中間案）について 2 5
- 4 ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の第 9 回点検・評価（案）について 2 9
- 5 三重県災害廃棄物処理計画（仮称）中間案について 3 3
- 6 各種審議会等の審議状況について 3 9

- 別冊 1 次期三重県消費者施策基本指針（中間案）
別冊 2 ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の第 9 回点検・評価について（案）
別冊 3 三重県災害廃棄物処理計画（中間案）

平成 26 年 12 月 12 日

環境生活部

(議案補充説明)

1 議案第 202 号 三重県総合文化センターの指定管理者の指定について

1 議案

議案第 202 号「三重県総合文化センターの指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

環境生活部が所管している公の施設「三重県総合文化センター（県立図書館を除く）」について、平成 27 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県総合文化センター条例（平成 6 年三重県条例第 5 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設

- (1) 施設名称 三重県総合文化センター
- (2) 設置場所 三重県津市一身田上津部田 1234 番地

4 指定管理候補者の名称等

所在地 三重県津市一身田上津部田 1234 番地
名称 公益財団法人三重県文化振興事業団
代表者 理事長 飯田 俊司

5 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成 26 年 8 月 5 日から 9 月 19 日まで行った結果、次の団体から応募申請がありました。

所在地 三重県津市一身田上津部田 1234 番地
名称 公益財団法人三重県文化振興事業団
代表者 理事長 飯田 俊司

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

①選定委員会構成員

委員長 豊田 長康（鈴鹿医療科学大学学長）
委員 伊藤 早苗（亀山市立野登小学校校長）
委員 上廣 良隆（税理士）
委員 片山 眞洋（弁護士）
委員 川口 節子（元三重県教育委員長）
委員 錦 かよ子（皇學館大学教授）
委員 村井 千枝（公募により選出）

②審査の経過

平成 26 年 8 月 8 日 第 1 回選定委員会（審査基準及び配点表の作成）

平成 26 年 10 月 10 日 第 2 回選定委員会（ヒアリング審査）

平成 26 年 10 月 17 日 第 3 回選定委員会（最終審査）

③提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容及び審査の概要」のとおりです。

④審査結果（評価点数 3,780 点満点）

公益財団法人三重県文化振興事業団（評価点 3,250 点）

⑤指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、次の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 三重県津市一身田上津部田 1234 番地

名称 公益財団法人三重県文化振興事業団

代表者 理事長 飯田 俊司

⑥選定した理由

選定委員会の意見をふまえ、

- ・三重県総合文化センターの特性や目的、役割を十分に理解した上で、具体的かつ実現可能な提案を行っており、過去の実績をふまえ、継続的・安定的な運営が期待できること
- ・団体の基本方針において公益性と収益性の両立を位置づけており、各事業における収支比率の向上や多様な収入の確保を図りつつ、公益性を重視した事業運営が期待できること
- ・管理および事業の実施にあたる職員が高度な専門性を有しており、これまでの管理運営の経験で培ってきたノウハウやスキルを生かした効率的な施設運営、効果的な事業の実施が期待できること

などを評価しました。

7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービスの向上

利用者のニーズを的確に把握しながら、これまでの総合文化センターの管理運営で蓄積されたノウハウやスキル、さらには多様な施設及び活動主体とのネットワークを生かし、県民の文化芸術活動及び生涯学習活動並びに男女共同参画活動の拠点施設にふさわしい多様なサービスを効果的・効率的に実施することが期待できます。

(2) 経費の状況

指定管理者制度導入による指定期間における経費の状況は、次のとおりです。

県が提示した指定期間中の指定管理料上限額 ①	指定管理候補者が提案した指定期間中の指定管理料 ②	差引額 (①-②)
4,113,200千円	4,109,600千円	3,600千円

8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書の中で定める主な項目は、次のとおりです。

- ① 県施策への配慮
- ② 情報公開及び個人情報保護
- ③ 第三者による実施
- ④ 施設利用者の意見等の反映
- ⑤ リスク分担
- ⑥ 業務計画書の提出
- ⑦ 業務報告書の提出
- ⑧ 事業報告書の提出
- ⑨ 実施状況の調査、指示等

9 今後の予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成 26 年 12 月	指定管理者の指定
平成 27 年 3 月	協定書の締結
4 月	指定管理者による施設管理の開始

審査基準		県が求めた水準 (主なもの)	配点	主な提案内容 (公財) 三重県文化振興事業団		
1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること		<p>「三重の文化振興方針」では、文化会館等を「文化と知的探求の拠点」として位置づけ、拠点間の連携や施策連携を進めながら文化と生涯学習を総合的、効果的に展開することとしています。また、県総合博物館の開館を契機に、総合文化センターと他の県立文化施設がそれぞれの役割を担いつつ、集積の利点等を生かして、互いの連携を強化することにより、一層魅力あふれる「県民の学び、体験、交流の場」としたいと考えています。</p> <p>これらをふまえ、文化芸術活動等の拠点施設として、多様な主体との連携を強化し、県民の誰もが文化芸術活動等に参加・参画できる環境づくりを進めるとともに、県立文化施設間の連携強化による新たな魅力の創出に取り組みます。</p> <p>管理運営にあたり業務の質の向上を図るため、次の県が求める成果目標のほか、指定管理者自ら成果目標を設定し、自己評価を行いその評価結果をその後の管理運営に反映させ、業務内容を継続的に改善してください。</p> <p>[達成すべき成果目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合文化センター来館者数 (図書館来館者を除く) 毎年度 71 万人 ・総合文化センター施設利用率 毎年度 79% ・文化会館事業参加者満足度 (5段階評価で4以上) 毎年度 95% ・生涯学習事業受講者満足度 (4段階評価の4) 毎年度 77% ・男女共同参画センター主催事業参加者数 毎年度 1万2千人 <p>企業 (団体) 倫理、コンプライアンス (法令遵守) の確立、グリーン購入や省エネ等環境管理の推進等に向けた取組を行ってください。</p>	70 点 ×7 人= 490 点	<p>県内の文化芸術、生涯学習及び男女共同参画をリードする役割を果たすため、全県的に事業を展開してまいりました。過去 19 年に亘り三重県の指定管理者 (受託管理期間含む) として集積した専門性やノウハウ・ネットワークは私たちのかけがえのない財産です。これらを最大限に活用するとともに、今後持続的に発展させ、「文化と知的探求の拠点」としての役割を果たします。私たちは、三重県総合計画「みえ県民力ビジョン」及び「三重の文化振興方針」をはじめとした関係法令や県施策を念頭に置き、県民の誰もが文化芸術等を楽しみ、文化活動等に参加・参画できる環境づくりを進めるためにも、下記 5 点を総合的な基本方針として文化振興を図ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①文化交流ゾーンを起点とした魅力ある施設運営 ②次世代を担う人材育成の推進 ③安全・安心が実感できる施設 ④高品質なサービス提供による総文ブランドの確立 ⑤公益性と収益性の両立 <p>[成果目標] 主なものを抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合文化センター来館者数 (図書館来館者を除く) 平成 27 年度目標 71 万人 (以降の年度は前年度比 2 千人増) ・来館者アンケート満足度 (8 項目平均、4 段階評価で 3 以上) 毎年度 88% ・総合文化センター施設利用率 平成 27 年度目標 79.0% (以降の年度は前年度比 0.2%増) ・文化会館事業参加者満足度 (5段階評価で 4 以上) 毎年度 95% ・公演事業入場率 毎年度 82% ・生涯学習事業受講者満足度 (4段階評価の 4) 毎年度 77% ・生涯学習提供システムへのアクセス数 平成 27 年度目標 25 万 5 千件 (以降の年度は前年度比 1 千件増) ・男女共同参画センター主催事業参加者数 毎年度 1 万 2 千人 <p>国際規格 ISO9001 の運用を 11 年に亘り実施しており、ISO9001 に基づく自己評価体制が確立しています。組織内では PDCA サイクルが定着化しており、更なるサービス改善や危機管理の予防につながっています。</p> <p>県 100%出資の公益法人として、あらゆる社会的責任について、地方自治体と同等の責任を負っていると考えています。法令を遵守することはもちろん、組織として策定したセクハラ防止や人権尊重等の各方針、さらには「省エネ運用ルール 2012」に基づき各種取組を推進します。</p>	440 点	
①管理運営の総合的な基本方針	<p>管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか</p> <p>施設の特徴や業務内容を理解しているか</p> <p>社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか</p> <p>県立文化施設の集積の利点を生かした連携取組について理解・協力が得られるか</p>					
②成果目標と自己評価	<p>施設運営の成果目標が適切に設定されているか</p> <p>自己評価の体制及び基準は確立されているか</p>					
③企業 (団体) の社会的責任	<p>企業 (団体) 倫理、コンプライアンス (法令遵守)、環境管理 (グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組) への対応は適切か</p>					
2 事業計画の内容が、総合文化センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること		<p>・関連する法令等を遵守し、別途定める管理基準に従い、施設等を良好に維持管理してください。</p> <p>・実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けてください。また、業務委託による場合は、再委託先が必ず免許等を有していることが必要です。</p> <p>・利用者の安全確保、事故防止対策を講じてください。</p> <p>・危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見に努め、発見した場合には迅速に適切な措置を講じてください。</p> <p>・施設・設備に不具合が発生した場合に、迅速かつ的確な措置を講じることができる組織体制を確保してください。</p> <p>・施設賠償責任保険に加入してください。</p>	100 点 ×7 人= 700 点	<p>来館者の安全確保・事故防止をはじめ、清潔な施設の維持などを高水準に保つとともに、コスト削減の視点を常に持ちつつ、効率よく維持管理業務を行うことが運営上必要なことだと捉えています。</p> <p>このことをふまえ、過去の管理経験や職員の専門性等を活かし、直営と外部委託の最適な業者への委託を組み合わせることによって、県が求める維持管理業務を効果的、効率的に、かつ、確実に履行します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 種電気主任技術者をはじめとして、施設管理専門職員の配置と迅速・的確な対応 ・委託業務に関し、日報・月報等によるチェックと職員目視のダブルチェック ・委託業務の仕様見直しによるコスト削減 <p>・関連法に基づく安全管理事項のチェックと適切な指導</p> <p>・複数のスタッフによる危険箇所・行為の早期発見</p> <p>・施設賠償責任保険に加え、施設災害補償保険、貸館対応・興行中止保険への加入</p>	594 点	
①維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法	<p>維持管理事業は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものであるか</p> <p>施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか</p>					
②利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見やその措置	<p>利用者の安全確保、事故防止策は具体的に効果的なものか</p> <p>危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか</p>					

<p>③緊急時・事故発生時の対応等危機管理</p>	<p>緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか 緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか</p>	<p>・災害及び事故等の不測の事態（以下「緊急事態等」といいます。）を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成するとともに、危機管理に関する職員研修を行い、危機管理マニュアルを点検整備してください。 ・緊急事態等が発生又は発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置を講ずるとともに、県をはじめ関係機関に連絡通報してください。</p>		<p>・24時間・365日の危機管理体制の確立 ・ノウハウから生まれた実態に合った危機管理マニュアルの運用</p>	
<p>④個人情報保護、情報公開</p>	<p>個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか</p>	<p>・三重県個人情報保護条例及び三重県情報公開条例の趣旨にのっとり、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、情報公開に関する規程を整備するなどして情報公開に対応してください。</p>		<p>・法令に基づき策定した個人情報保護方針の運用とネットワークシステムのセキュリティ強化 ・三重県に準じて策定した情報公開実施要項に基づく県と同様の積極的な情報公開を実施</p>	
<p>⑤県が推進する施策に準拠する管理運営</p>	<p>人権尊重、男女共同参画、ユニバーサルデザイン、次世代育成等の県の施策に配慮した提案となっているか</p>	<p>・管理運営にあたっては本県が進める、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現などの施策について十分理解し業務を行ってください。</p>		<p>・県施策等をふまえ独自に策定した人権基本方針や「省エネ運用のルール2012」等に基づく取組の推進</p>	
<p>3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること</p>			<p>240点 ×7人＝ 1,680点</p>	<p><文化会館事業> 「文化交流ゾーンを牽引し、劇場法時代の理想の劇場づくり」を基本的な考え方とし、業務基準を確実に達成するよう事業を企画・実施します。 (鑑賞型事業) ・関西拠点契約を結ぶ新日本フィルハーモニー交響楽団公演を毎年開催 ・オペラ・バレエ・室内楽・演劇等において毎年旬の企画を招聘 ・松竹大歌舞伎の継続開催や人形浄瑠璃文楽公演など日本の伝統芸能公演を開催 ・本県出身演奏家シリーズ公演や美術作家の展覧会「三重の作家たち展」を開催 (普及型事業) ・ワンコインコンサートシリーズの開催や、未就学児入場可能公演「ディズニー・ライブ」、「音楽の絵本」などの良質なコンテンツを選定し招聘 ・新日本フィル演奏クリニックや三重ジュニア管弦楽団育成事業、舞台創造講習会等の人材育成事業の実施 ・学校現場でのアウトリーチ事業の実施 (参加型事業) ・オペラ、オーケストラ、吹奏楽、合唱、ピアノなどの分野で県民が参加する企画・創造型事業「三重音楽発信事業」の企画実施 ・三重大学等と連携した若年層対象の「ミエ・ユース事業」の開催 ・みえ県民文化祭、みえ県展、みえ音楽コンクールの開催</p>	<p>1,435点</p>
<p>①文化会館事業</p>	<p>業務基準を達成し、県民が多様な文化芸術に触れる内容となっているか 将来の文化を担う人材育成や多様な主体との連携した事業となっているか</p>	<p>・文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センターの事業については、別途定める回数等以上実施することとし、また、その実施にあたっては外部の意見を聴き取る運営委員会を事業ごとに設けてください。 <文化会館事業> 劇場法の趣旨をふまえ、文化会館の機能を活かし、芸術性の高い公演や個性的な事業を実施するとともに、本県の将来の文化を担う人材を育成する文化芸術の人づくりの実施をはじめ、多様な文化芸術に親しむことのできる環境づくりを行ってください。 また、実施にあたっては、文化芸術団体、地域文化活動団体などのネットワーク化を進めるなど、多様な文化芸術の主体と連携・協働しながら効果的な事業を行ってください。さらに、本県と三重大学は実演芸術振興等に関して、別添のとおり連携協定を締結していますので、文化会館事業の実施にあたっては、本県及び三重大学と協議のうえ、当該協定に係る取組も行ってください。 (鑑賞型事業) ・オペラ、バレエ、オーケストラなどの質の高い芸術公演にふれる機会の提供 ・歌舞伎、文楽、能などの日本の伝統芸能公演を実施 ・本県に関係が深い文化芸術を紹介する公演や展示などを実施 (普及型事業) ・比較的年価な料金または無料で文化芸術に親しむことができる事業やアマチュア演奏家等の人材を育成する事業を実施 ・地域における多様な主体と連携し、県内ホールや学校等に出向いて文化芸術に触れ親しむ機会を提供する事業を実施 (参加型事業) ・県民が気軽に文化芸術に触れ、主体的に参加・参画できる場を創出するとともに、音楽や演劇などの分野で新たな作品づくりを行う企画・創造型事業の実施 ・みえ文化芸術祭（みえ県民文化祭総合フェスティバル、みえ県展、みえ音楽コンクール）の実施</p>			
<p>②生涯学習センター事業</p>	<p>業務基準を達成し、多彩な学習機会を提供する提案となっているか 中間支援組織として多様な主体をつなぐ役割を認識した提案となっているか</p>	<p><生涯学習センター事業> 本県の生涯学習を推進する中核機関として、すべての県民がいつでも、どこでも学べることのできる生涯学習社会の形成のため、生涯学習機会提供事業等を実施してください。 なお、生涯学習センターには、大学等高等教育機関や公民館等との連携とともにその他の文化施設や施策・情報・人材・団体等をつなぐコーディネート役としての機能が期待されています。事業の実施にあたっては、先進事例などの調査を行いながら、多様な主体や関係機関と連携などにより模範的・効果的な事業展開を行ってください。 ・生涯学習機会提供事業 ・生涯学習情報提供事業 ・みえの生涯学習ネットワーク事業 ・視聴覚ライブラリー管理運営事業 ・その他：生涯学習団体や市町職員の支援、次世代の文化を担う子どもたちを対象とした体験型事業の実施等</p>		<p><生涯学習センター事業> すべての県民がいつでも、どこでも学ぶことができ、学んだ成果を生かすことができる生涯学習社会の実現のため、業務基準を確実に達成するよう事業を展開します。 (生涯学習機会提供事業) ・高等教育機関と連携した「みえアカデミック・セミナー」や、生涯学習の振興に資する大型講演会「みえのまなび講演会（仮称）」のほか、多様な主体との協働による学習講座「まなびいすとセミナー」、「みえミュージアムセミナー」等を実施 ・地域での活躍が期待できる指導者等の人材を育成する研修講座を市町と共催 ・生涯学習ボランティアとともに「パソコン講座」や「名作上映会」などの事業を実施 (生涯学習情報提供事業) ・生涯学習情報提供システムを活用した「講師・指導者情報」等の情報収集、更新を実施 ・学習情報のポータルサイトとして、さまざまな学習相談に対応 ・学習情報誌「いきいき生涯&ゆうゆう学習」や「三重のまなび通信」を発行するほか、ホームページ、ブログ、メールマガジン、SNS（ツイッター等）との連携による情報発信</p>	

				<p>(みえの生涯学習ネットワーク事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習ネットワーク参画団体が構成する「実行委員会」を中心とした交流会を実施 <p>(視聴覚ライブラリー管理運営事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸出教材、機材の目録を作成し、公立施設や学校等へ配布するとともに、活用方法の提案を兼ねた情報発信を実施 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代の文化を担う子どもたちに感動・感銘を与える「学校向け文化体験推進事業」を実施するほか、アート教育の普及啓発等を目的とした研修「ミエ・アート・ラボ」を実施
③男女共同参画センター事業	<p>業務基準を達成し、男女共同参画の気運の醸成を図る提案となっているか</p> <hr/> <p>男女共同参画を進める拠点施設としての役割を果たすとともに、県民参画や地域の関係団体等と連携した事業提案となっているか</p>	<p><男女共同参画センター事業></p> <p>県の男女共同参画を進める拠点施設として、男女共同参画の推進に関するノウハウの蓄積、中核機能及び専門性の向上に努めながら、本県男女共同参画担当所属との連携、調整を密にとり、情報発信事業等を実施してください。</p> <p>また、県内における男女共同参画の気運の醸成を図るため、新規参加者の獲得に努めるとともに、県をはじめ、国、市町、その他関係機関や地域の活動団体等と連携を図ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信事業 ・研修学習事業 ・相談事業 ・調査研究事業 ・参画交流事業 	<p><男女共同参画センター事業></p> <p>「三重に、新しいLIFEを！～自分らしく生きる＝男女共同参画社会の実現を目指して～」を基本的な考え方とし、業務基準を確実に達成するよう事業を企画・実施します。</p> <p>(情報発信事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる情報発信のほか、情報誌「Frente」の発行、情報コーナーのリニューアルによる情報発信・交流拠点機能の充実 ・情報コーナーを活用したミニ講座の実施 <p>(研修学習事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「フレンテトーク」、「出前フレンテ」など市町、企業や団体等の要望に応じた研修会等の実施 ・男性講座や地域リーダー養成講座、女性のエンパワーメント事業の実施のほか女性に対する暴力防止セミナー、女性のための自己尊重トレーニング等を実施 <p>(相談事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性のための総合相談（電話相談、面接相談、法律相談）、男性のための電話相談の実施。相談員研修、相談員養成講座の実施 <p>(調査研究事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の高い専門性を活かした、男女共同参画の推進に関する実態調査、調査研究を実施 ・利用しやすい啓発教材等を作成 <p>(参画交流事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画フォーラムの開催 ・男女共同参画週間を中心にファンファーレイベントを実施 ・男女共同参画センター登録団体の交流イベント「フレンテまつり」の実施 	
④センターPR事業、センターの利用増大策、施設稼働率向上策	<p>業務基準を達成し、センターの魅力を効果的にPRできる内容となっているか</p> <hr/> <p>利用者の増加や施設の稼働率を高めるための具体的な工夫がなされるなど、施設の利用を促進するための提案となっているか</p>	<p><総合文化センターPR事業、利用増大策等></p> <p>総合文化センターの魅力をアピールするため次の事業を実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌の発行 ・ホームページの管理・運営 ・PRのための自主事業の実施 ・その他のPR事業を自由提案してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者を増加させる方策を検討してください。 ・施設稼働率の向上に努めてください。 	<p><総合文化センターPR事業、利用増大策等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙「Mニュース」の発行にあたり、総合文化センターの情報に加えて、文化交流ゾーンを構成している総合博物館や県立美術館の情報提供も行い、ゾーンとしての魅力を発信 ・Webアクセシビリティに配慮した、利用者使いやすいホームページによる情報発信を行うとともに、SNS（フェイスブック、ツイッター）活用によるきめ細かな情報提供 ・キッズ・アート・フェスティバル「M祭」のほか、「アーティストと行くお絵かきツアー」などの子どものためのアート教育プログラム等を実施 ・園芸ボランティア、イベント企画・運営ボランティア等との協創・協働 ・学校行事や総合学習などにおける社会見学の随時受け入れや、こいのぼり掲揚、おさんぽマップの作成、配布 <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙「Mニュース」の新聞折込や年間イベントカレンダーの県内全域新聞折込等の実施、テレビ・ラジオのメディアを使ったPRによる認知度向上 ・レストラン運営をはじめとする来館者サービスや、専門スタッフの運営サポートなどの施設貸出サービスの充実による施設利用の活性化 ・看板作成、弁当手配、会場設営、チケット作成などワンストップサービスの充実による主催者負担軽減 	
⑤貸館業務の手續き	<p>貸館事業は利用者の申込みから許可までの一連の手續きがシステム化され、利用者の利便性向上が図られているか</p>	<p><貸館業務の手續き></p> <p>貸館事業の実施にあたっては、利用者の利便性の向上と施設の有効活用に努めるとともに、利用許可にあたっては、利用の申込みから利用の許可までの手續きを、利用者</p>	<p><貸館業務の手續き></p> <p>施設利用者が行う貸館手續きの利便性向上に向け、時間帯を選ばないインターネットでの仮予約や、コンビニエンスストアでの支払いなど先進的なシステムを採用してきました。</p>	

		とって簡便なものにするなどしてください。		これからも利用者の立場に立って利用しやすい貸館手続きを追求していきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズにあった施設提案を行うとともに、客席図面やレイアウト図面などの施設資料を使った丁寧な説明を実施 ・窓口、電話、インターネットによる仮予約、窓口、FAX、Eメール、郵送による利用受付 ・クレジットカードを含む窓口支払いのほか、銀行、郵便局、コンビニエンスストアでの支払いに対応 	
⑥利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営への反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	<p><利用者の意見・要望の把握等></p> <p>利用者のサービス向上等の観点から、アンケート等により、利用者の意見・苦情等の聴取を行うとともに、聴取結果をその後の管理運営に反映させてください。また、聴取結果及び業務の改善状況等について、県に報告してください。</p>	<p><利用者の意見・要望の把握等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート用紙を配布し、利用者の声を真摯に受け止め改善活動を行うとともに、アンケートにより収集した意見・要望は品質マネジメントシステム（ISO9001）に基づき適切に管理し、改善対応を実施 		
⑦利用料金の設定や料金の收受方法、減免等	利用料金の考え方、料金收受の方法が示されているか、また、サービス向上や利用者の増加に繋がる料金設定がなされているか	<p><利用料金の設定・收受方法等></p> <p>条例第14条の規定に基づき、大ホール、中ホール、小ホール、多目的ホールをはじめとする施設等について、利用許可に関する業務を行ってください。</p> <p>条例第18条の規定に基づき、利用料金の收受等に関する業務を行ってください。</p> <p>利用料金の額は条例に定める範囲内で知事の承認を受けて決めてください。</p> <p>利用料金の收受に関する規程を整備してください。また、利用者サービス向上の観点から指定管理者が必要と認める場合は、後納、減免、返還等についても規程を整備してください。</p>	<p><利用料金の設定・收受方法等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金の設定にあたっては、公益性と収益性のバランスを十分に考慮し、更には、県内近隣施設、県外同等施設と比較した上で、条例の範囲内で設定 ・独自に整備した利用料金規程による運用 ・受付カウンターでの支払いのほか、銀行、郵便局、コンビニエンスストアなど多様な納入方法の展開 ・非営利団体のリハーサル使用時の附属設備利用料の減免 ・前納の施設利用料と後納の附属施設利用料を一括でお支払いいただける新料金体系の導入を検討 		
⑧施設の利用時間・休館日	施設の利用時間、休館日の設定等は利用者の利便性を考慮したものであるか	<p><施設の利用時間・休館日></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の休館日、開館時間及び利用時間については別途定めるとおりです。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、知事の承認を得てこれを変更することができます。 	<p><施設の利用時間・休館日></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合文化センター条例に準拠した利用時間、休館日を基本とし、利用者から要望の多い延長利用についてはフレキシブルに対応。また、他施設ではほとんど例のない取組として好評のリハーサル室の24時間貸出を継続して実施 		
⑨飲食サービス・物販サービス等	飲食サービス、物販サービスなどは、利用者のニーズや利便性を考慮したものになっているか。特に、ステップアップカフェ（仮称）の運営に配慮したものになっているか。	<p><飲食・物販サービス、来館者等サービス向上></p> <p>来館者へのサービスとして次の事業を実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レストラン事業 ・売店事業 ※男女共同参画棟「ステップアップカフェ（仮称）」の運営を含む。 ・コピー機の設置 ・自動販売機の設置 ・その他、利便性向上のための各種サービスについて自由提案をしてください。 	<p><飲食・物販サービス、来館者等サービス向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・少し上品な雰囲気を持ったレストラン、リーズナブルで気軽に利用できるカフェ（ステップアップカフェ「Cotti 菜（こっちな）」）及び売店の委託運営、並びに週末喫茶（和風）「お茶処なごみ」及びアートミュージアムショップの直営 ・自販機、コピー機の適切な配置 ・広域来館サービス（東紀州地域等遠隔地在住者向けバスツアー）の実施 ・授乳室の設置、託児サービス、キッズコーナーの新設、ベビーカーの無料貸出 ・公衆無線LANの無料サービスを導入 		
⑩来館者及び県民サービス向上につながる独自の提案	施設の機能を十分に活用し、来館者及び県民サービス向上につながるような独自の提案がなされているか				
4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費を節減し、管理の効率化を図るものであること		<p>県では、総合文化センターの管理について、民間が持つ知恵や豊富な知識などを効果的に活用することによりセンターの効用を最大限に発揮し、もって、県民サービスの向上及び経費の削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。</p> <p>指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。</p> <p>指定管理料総額 4,113,200 千円以内（5年間） （消費税及び地方消費税を含む。） （内訳）各年度における指定管理料概算額</p> <p>平成27年度 821,196 千円 平成28年度 824,783 千円 平成29年度 823,595 千円 平成30年度 822,407 千円 平成31年度 821,219 千円</p>	<p>70点 ×7人＝ 490点</p>	<p>東日本大震災以降の光熱使用料単価の急激な上昇等の外的な上昇要因があり、厳しい局面でもありますが、文化振興等の根幹をなす各事業の支出額はキープしつつ、効率的な運営に加え、企業協賛、各種助成金等を含めた自己収入獲得に最大限の努力を図ることで、適切な収支のバランスを確保していきます。</p> <p>指定管理料総額 4,109,600 千円 （内訳）</p> <p>平成27年度 819,000 千円 平成28年度 823,500 千円 平成29年度 823,500 千円 平成30年度 822,400 千円 平成31年度 821,200 千円</p>	417点
①収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか				
	提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか				
②コスト削減の考え方	県費負担軽減につながっているか				
	実効性がありかつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか				
③収入確保に関する独自の提案	新たな収入確保につながるような独自の提案がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者は、協賛制度の維持充実や、国及び団体等からの助成金の獲得に努めるとともに、その収入を活用して指定管理業務の内容充実を努めてください。 ・指定管理者は、協賛制度の維持充実を優先しつつ、上記以外の新たな収入確保に資する自由な提案をしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業協賛金、事業協賛金、助成金の獲得等による多様な収入の確保や、おまかせサービスの充実等による貸館収入の増収を図るほか、レストラン等の売上に応じたマージン収入導入を検討します。 ・新たな収入確保策として、来館者駐車場有料化を慎重に検討します。 		

5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること		<p>人員配置等</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設を効果的・効率的に管理運営できる組織体制、責任体制としてください。 施設を効果的・効率的に管理運営できる人員配置、勤務体制としてください。 <p>人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスの向上を図るため、配置する職員全員が業務全般を理解し、対応できるよう、職員の研修を定期的に行うとともに、人材育成方針を策定してください。 公の施設の管理者として必要な人権研修、救急救命研修等を定期的に行ってください。 <p>・申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理し、総合文化センターの設置目的をより効果的・効率的に達成することのできる法人等とします。 また、申請にあたっては、申請書を提出する日の属する事業年度及び直近3年間の事業報告書、決算書等を提出してください。</p>	<p>60点 ×7人＝ 420点</p> <p>多様な職種構成を図ること、業務実態にあった変形労働時間制の勤務ローテーションを導入することにより、最少の人員数で弾力的に運用していきます。</p> <p>経営者：1名 総務部（企画広報・施設・組織の管理部門）：13名 施設利用サービスセンター（施設貸出サービス部門）：21名 文化会館（文化事業部門）：13名 生涯学習センター（生涯学習事業部門）：12名 男女共同参画センター（男女共同参画事業部門）：11名 全71名（常勤：63名、非常勤：8名）</p> <p>職員研修では、内部研修、外部研修を効果的に実施するとともに資格等の取得推進も図り、専門的人材を養成していきます。</p> <p>財政的基礎は安定しており、財政的リスクの備えは万全と考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資本 20億円を保有 長期・短期とも借入金なし リスク管理に備えた内部留保金を保有 独自の法人協賛会員制度により、毎年度の安定的寄付金収入あり 資本運用による運用益あり 	364点
①組織及び人員の確保、職員の雇用形態等	事業計画書に沿った管理運営を行える人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか			
②業務内容に応じた職員の配置、勤務ローテーション	提案事業の内容が実行できる人員配置、勤務体制となっているか			
③職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等	人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか			
④持続的・安定的に運営できる財政的基礎	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか			
総合審査結果			3,780点	3,250点

指定管理候補者とした団体の名称等

団体の名称等	<p>所在地 三重県津市一身田上津部田 1234 番地</p> <p>名称 公益財団法人三重県文化振興事業団</p> <p>代表者 理事長 飯田 俊司</p>
選定委員会の講評	<p>委員会における選定基準に基づく審査により、申請者を指定管理候補者として相応しいと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重県総合文化センターの特性や目的、役割を十分に理解した上で、具体的かつ実現可能な提案を行っており、過去の実績をふまえ、継続的・安定的な運営が期待できる 団体の基本方針において公益性と収益性の両立を位置づけており、各事業における収支比率の向上や多様な収入の確保を図りつつ、公益性を重視した事業運営が期待できる 管理および事業の実施にあたる職員が高度な専門性を有しており、これまでの管理運営の経験で培ってきたノウハウやスキルを生かした効率的な施設運営、効果的な事業の実施が期待できる <p>上記の点を評価するとともに、以下について配慮されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き利用者の要望等をふまえた利用者本位の快適な環境の形成・充実に努められたい 水準の高いサービスの提供は高度な専門性を有する職員に負うところが大きく、引き続き優秀な人材の確保・育成に努められたい

1 三重県内における「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定（案）」について

1 趣旨

平成 15 年 11 月 5 日「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 15 年環境省告示第 123 号）が告示され、水生生物の保全に係る水質環境基準（以下、「水生生物保全環境基準」）が新たに設けられました。これは、これまでの環境基準に加え、水環境における生態系の保護、生物多様性の確保等の観点から追加されたものです。

この新たな環境基準の評価に向け、これまで三重県環境審議会水生生物保全環境基準類型指定部会（以下、「部会」）にて県内 43 河川を対象に類型指定の検討が行われてきました。この検討結果について、平成 26 年 11 月 25 日に三重県環境審議会にて最終報告がなされ、平成 26 年 12 月 5 日に三重県環境審議会から三重県知事への答申がなされました。

2 水生生物保全環境基準の類型指定に向けた経緯

平成 23 年 1 月	三重県環境審議会に諮問、部会設置
平成 23 年 5 月	第 1 回部会
～平成 26 年 9 月	～第 8 回部会
平成 24 年 8 月	ノニルフェノールの環境基準項目への追加
平成 25 年 3 月	LAS の環境基準項目への追加 三重県環境審議会にて中間報告
平成 26 年 7 月	パブリックコメントの実施、関係機関への意見照会
～平成 26 年 8 月	
平成 26 年 11 月	部会から三重県環境審議会へ最終報告
平成 26 年 12 月	三重県環境審議会から三重県知事への答申

3 水生生物保全環境基準の水域類型指定（案）の概要

（1）水生生物保全環境基準

水生生物保全環境基準は、水環境における生態系の保護、生物多様性の確保等の観点から設けられたもので、現在、環境基準として「全亜鉛」、「ノニルフェノール」、「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）」の 3 項目が定められています。

（2）水生生物保全環境基準の水域類型の区分

河川における水生生物の保全に係る類型区分は、淡水域に生息する魚介類が冷水域と温水域では異なっていることから、水温を主な因子として生物 A 及び生物 B の 2 つに区分されています。

また、産卵場（繁殖場）及び感受性の高い幼稚仔等の時期に利用する水域については、それぞれ特別域の区分（生物特 A、生物特 B）が設けられています。

なお、達成期間の区分については、「水質汚濁に係る環境基準の取扱いについて」（昭和 45 年経企水公第 77 号）において示されている生活環境に係る環境基準の達成期間の

考え方にに基づき、以下のいずれかを設定することとなります。

「イ」：直ちに達成

「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」：5年を超える期間で可及的速やかに達成

表. 水生生物の保全に関する項目の環境基準（河川）

類型	水生生物の生息況の適応性	基準値（年間平均値）		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	0.001 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.0006 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.04 mg/l 以下

（3）三重県内における水域類型指定（案）

「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」（平成13年環水企第92号）に基づき、「水質の状況」、「水温の状況」、「水域の構造等の状況」、「魚介類の生息の状況」、「産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生息の場に関する情報」について、河川毎に部会にて調査・検討が行われ、その結果をふまえ、三重県環境審議会にて類型指定（案）が答申されました。答申では、43河川を62水域に分け、以下のとおり類型指定することとし、それぞれの水域に環境基準点が設定されています。（別紙参照）

※環境基準点：環境基準の維持達成状況を把握するための地点

水生生物に係る類型区分	：生物A（33水域）、生物B（29水域）
達成期間の区分	：イ（61水域）、ロ（－）、ハ（1水域：久米川下流）

4 今後の予定

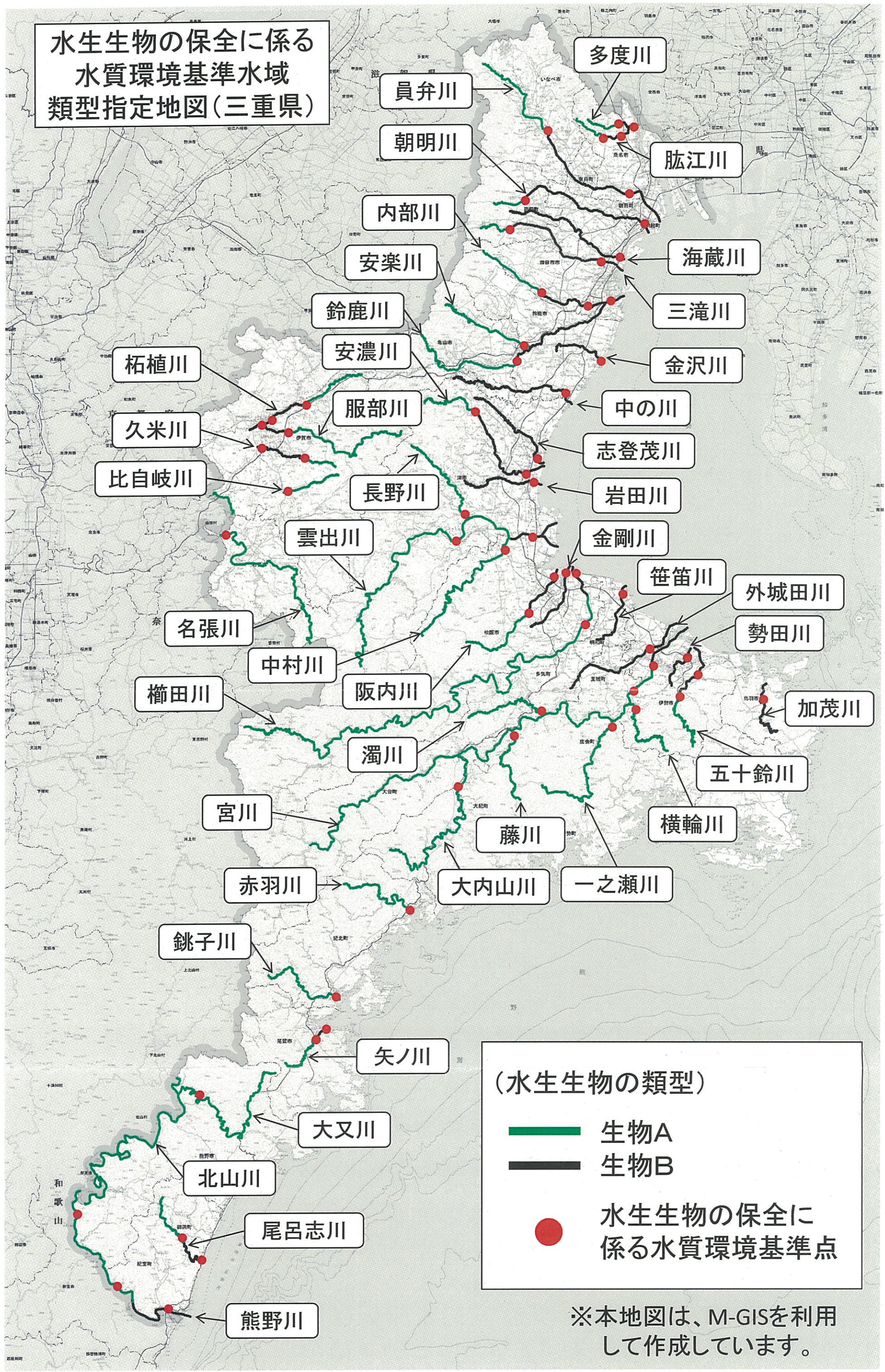
平成27年1月

三重県公報にて告示

平成27年4月～

環境基準項目について常時監視を実施

水生生物の保全に係る
水質環境基準水域
類型指定地図(三重県)



(水生生物の類型)

- 生物A
- 生物B
- 水生生物の保全に係る水質環境基準点

※本地図は、M-GISを利用して作成しています。

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定（案）

水系	河川	水域名	類型	達成期間	環境基準点
木曾川水系	多度川	多度川上流 (多度橋より約0.4km 下流の堰より上流)	生物A	直ちに達成	多度橋
		多度川下流 (多度橋より約0.4km 下流の堰より下流)	生物B	直ちに達成	上之郷
	肱江川	肱江川上流 (念仏橋より上流)	生物A	直ちに達成	念仏橋
		肱江川下流 (念仏橋より下流)	生物B	直ちに達成	肱江橋
員弁川水系	員弁川	員弁川上流 (天王橋より上流)	生物A	直ちに達成	天王橋
		員弁川下流 (天王橋より下流)	生物B	直ちに達成	桑部橋
朝明川水系	朝明川	朝明川上流 (奥郷橋より上流)	生物A	直ちに達成	奥郷橋
		朝明川下流 (奥郷橋より下流)	生物B	直ちに達成	朝明大橋
海蔵川水系	海蔵川	海蔵川 (全域)	生物B	直ちに達成	新開橋
三滝川水系	三滝川	三滝川上流 (湯の山橋より上流)	生物A	直ちに達成	湯の山橋
		三滝川下流 (湯の山橋より下流)	生物B	直ちに達成	三滝橋

水系	河川	水域名	類型	達成期間	環境基準点
鈴鹿川水系	鈴鹿川	鈴鹿川上流 (鈴国橋より上流)	生物A	直ちに達成	鈴国橋
		鈴鹿川下流 (鈴国橋より下流)	生物B	直ちに達成	小倉橋
	内部川	内部川上流 (六和橋より上流)	生物A	直ちに達成	六和橋
		内部川下流 (六和橋より下流)	生物B	直ちに達成	河原田橋
	安楽川	安楽川 (全城)	生物A	直ちに達成	和泉橋
金沢川水系	金沢川	金沢川 (全城)	生物B	直ちに達成	千代崎樋門
中の川水系	中の川	中の川 (全城)	生物B	直ちに達成	木鎌橋
志登茂川 水系	志登茂川	志登茂川 (全城)	生物B	直ちに達成	江戸橋
安濃川水系	安濃川	安濃川上流 (安西橋より上流)	生物A	直ちに達成	安西橋
		安濃川下流 (安西橋より下流)	生物B	直ちに達成	御山荘橋
岩田川水系	岩田川	岩田川 (全城)	生物B	直ちに達成	観音橋

水系	河川	水域名	類型	達成期間	環境基準点
雲出川水系	雲出川	雲出川上流 (中村川合流点より上流)	生物A	直ちに達成	大仰橋
		雲出川下流 (中村川合流点より下流)	生物B	直ちに達成	雲出橋
	中村川	中村川 (全域)	生物A	直ちに達成	小川橋
	長野川	長野川 (全域)	生物A	直ちに達成	長野橋
阪内川水系	阪内川	阪内川上流 (中部大橋より上流)	生物A	直ちに達成	中部大橋
		阪内川下流 (中部大橋より下流)	生物B	直ちに達成	荒木橋
金剛川水系	金剛川	金剛川 (全域)	生物B	直ちに達成	昭和橋
櫛田川水系	櫛田川	櫛田川上流 (東黒部頭首工より上流)	生物A	直ちに達成	櫛田橋
		櫛田川下流 (東黒部頭首工より下流)	生物B	直ちに達成	松阪東大橋
笹笛川水系	笹笛川	笹笛川 (全域)	生物B	直ちに達成	八木戸橋
外城田川 水系	外城田川	外城田川 (全域)	生物B	直ちに達成	野依橋

水系	河川	水域名	類型	達成期間	環境基準点
加茂川水系	加茂川	加茂川 (全域)	生物B	直ちに達成	野畑井堰
宮川水系	勢田川	勢田川 (全域)	生物B	直ちに達成	勢田大橋
	五十鈴川	五十鈴川上流 (宇治橋より上流)	生物A	直ちに達成	宇治橋
		五十鈴川下流 (宇治橋より下流)	生物B	直ちに達成	堀割橋
	宮川	宮川上流 (度会橋より上流)	生物A	直ちに達成	岩出
		宮川下流 (度会橋より下流)	生物B	直ちに達成	度会橋
	横輪川	横輪川 (全域)	生物A	直ちに達成	馬淵橋
	一之瀬川	一之瀬川 (全域)	生物A	直ちに達成	飛瀬浦橋
	濁川	濁川 (全域)	生物A	直ちに達成	柳原橋
	藤川	藤川 (全域)	生物A	直ちに達成	野添橋
	大内山川	大内山川 (全域)	生物A	直ちに達成	滝辺橋

水系	河川	水域名	類型	達成期間	環境基準点
淀川水系	柘植川	柘植川上流 (西之澤大橋より上流)	生物A	直ちに達成	西之澤大橋
		柘植川下流 (西之澤大橋より下流)	生物B	直ちに達成	山神橋
	服部川	服部川上流 (寺田橋より上流)	生物A	直ちに達成	寺田橋
		服部川下流 (寺田橋より下流)	生物B	直ちに達成	伊賀上野橋
	久米川	久米川上流 (上垣内橋より上流)	生物A	直ちに達成	上垣内橋
		久米川下流 (上垣内橋より下流)	生物B	5年を超える期間で可及的速やかに達成	芝床橋
	比自岐川	比自岐川 (全域)	生物A	直ちに達成	枅川橋
	名張川	名張川 (三重県の区域に属する水域)	生物A	直ちに達成	家野橋

水系	河川	水域名	類型	達成期間	環境基準点
赤羽川水系	赤羽川	赤羽川 (全域)	生物A	直ちに達成	新長島橋
銚子川水系	銚子川	銚子川 (全域)	生物A	直ちに達成	銚子橋
矢ノ川水系	矢ノ川	矢ノ川上流 (矢ノ川橋より上流)	生物A	直ちに達成	矢ノ川橋
		矢ノ川下流 (矢ノ川橋より下流)	生物B	直ちに達成	矢ノ川大橋
尾呂志川 水系	尾呂志川	尾呂志川上流 (桜谷橋より約0.5km 下流の堰より上流)	生物A	直ちに達成	桜谷橋
		尾呂志川下流 (桜谷橋より約0.5km 下流の堰より下流)	生物B	直ちに達成	阿田和橋
新宮川水系	北山川	北山川 (三重県の区域に属する 水域)	生物A	直ちに達成	四滝
	熊野川	熊野川上流 (高田川合流点より上流 の水域のうち、三重県の区 域に属する水域)	生物A	直ちに達成	浅里
		熊野川下流 (高田川合流点より下流 の水域のうち、三重県の区 域に属する水域)	生物B	直ちに達成	熊野大橋
	大又川	大又川 (全域)	生物A	直ちに達成	藤後橋

2 「三重県国際化推進指針 第一次改訂」の見直しに係る基本的な考え方について

1 多文化共生の状況

(1) 三重県の多文化共生施策の推進

三重県の国際化施策の取組方向を明らかにし、具体的な取組を推進していくため「三重県国際化推進指針（計画期間平成19～22年度）」を平成19年3月に策定しました。

その後の社会環境の変化と国際化推進施策の成果と課題をふまえ、平成23年3月に同指針を改定しました。（計画期間平成23～26年度）

県では、この「三重県国際化推進指針 第一次改訂」と「みえ県民力ビジョン」により、多文化共生施策を進めています。

(2) 指針第一次改訂後のグローバル化の進展と国等の動向

モノや情報、人の流れが世界規模に広がっているなか、本年6月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—および「経済財政運営と改革の基本方針2014」では、高度外国人材の受入環境の整備や外国人技能実習制度の見直し、留学生30万人計画の実現に向けた受入れ環境の支援の強化、外国人旅行者の受入環境整備等に取り組むこととしています。さらにオリンピックイヤーの2020年（平成32年）に向けて、日本社会における外国人住民等の役割や位置づけが大きく変わるものと考えられます。

(3) 近年の三重県の外国人住民等の状況

県内の外国人住民数は、法務省の調査では、42,945人（平成25年末）と、平成20年をピークに4年連続で減少していましたが、平成25年末には微増となるなど、今後は増加することが予想されます。総人口に占める外国人住民の割合は2.34%と全国第3位です。

また、総務省の調査では、県内の外国人住民の人口に占める生産年齢人口（15～64歳）の割合は、日本人住民と比べて全国と同様に高くなっています。さらに、三重県の特徴として、年少人口（～14歳）の割合が全国3位と高い状況にあります。

今後、外国人住民の定住傾向がさらに進むと考えられ、高度外国人材をはじめとする多様な職種の人材等の増加により、県内の外国人住民を取り巻く環境は、より多様化・複雑化すると予想されます。

2 「三重県国際化推進指針 第一次改訂」の見直し

今後、「多文化共生」の重要性が一層増すと考えられることから、現指針の成果と課題を検証の上、めざすべき「多文化共生」の地域社会像を明確にするなど、新たな視点を盛り込み、「三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）」として策定します。

なお、国等の動向をふまえ、「みえ県民カビジョン」との整合を図るため、現指針の計画期間を1年間延長して平成27年度までとし、計画期間を平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

3 検討体制

(1) 関係部局との連携・有識者からの意見聴取

「みえ県民カビジョン」、「三重県人権施策基本方針」等との整合を図るため、関係部局と連携して「三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）」の策定に取り組みます。指針（案）については、節目ごとに、三重県多文化共生推進会議において有識者から意見をいただきます。

※ 三重県多文化共生推進会議

学識経験者、外国人住民、NPO、市町等の関係者で構成。

本県における多文化共生社会づくりを推進するため、多様な主体から県の施策に対して意見を求めることを目的に平成19年度から設置しています。

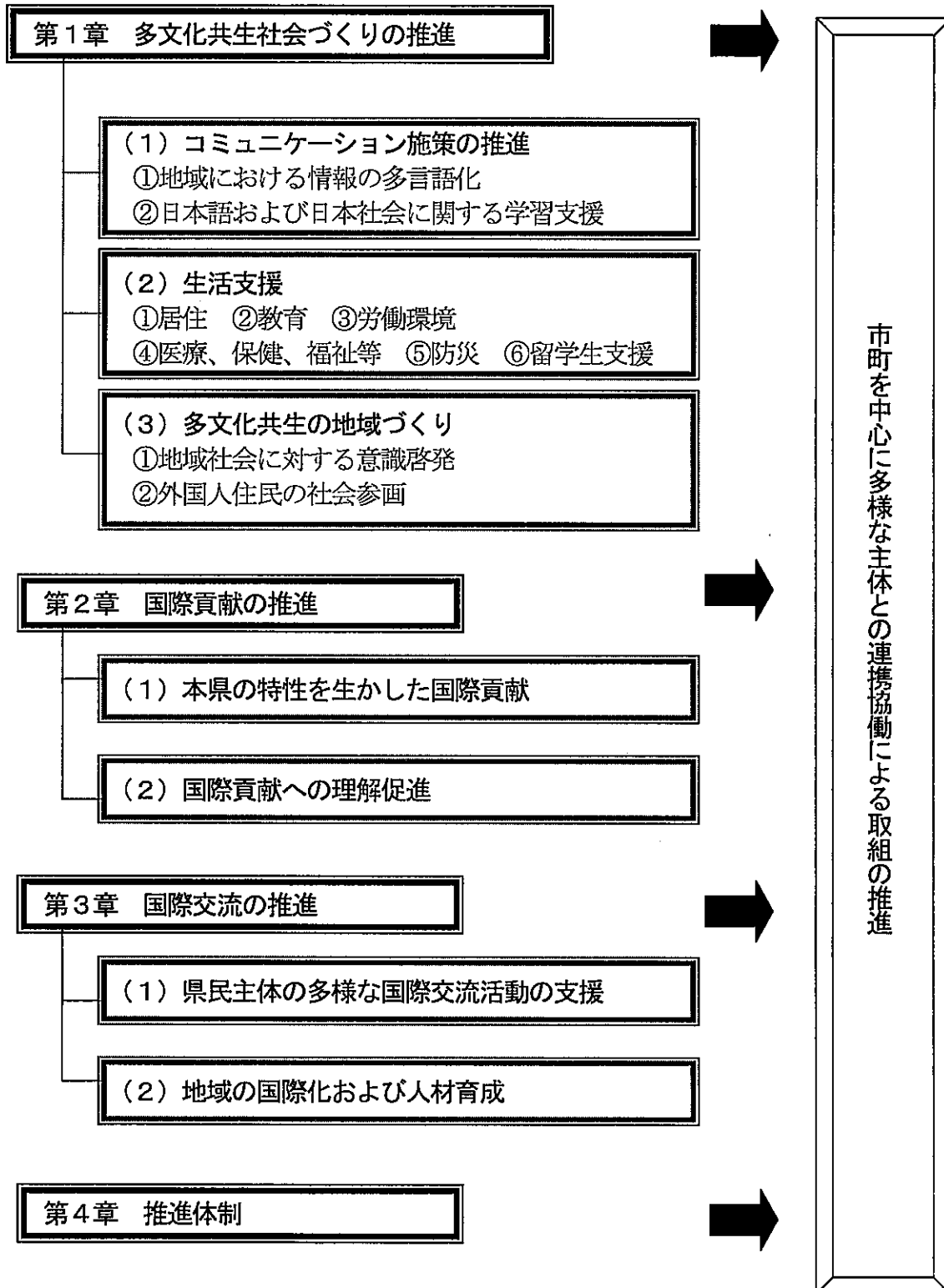
(2) 県民および関係団体からの意見聴取

各種関係団体との意見交換、パブリックコメントを実施し、指針に反映します。

4 今後のスケジュール

平成27年度末を目途に、県議会等から広く意見をいただきながら、「三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）」の策定作業を進めます。

現在の「三重県国際化推進指針 第一次改訂」の体系



3 次期三重県消費者施策基本指針（中間案）について

1 基本指針の策定

「三重県消費生活条例(平成7年12月22日三重県条例第49号)」では、「県民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な消費者施策を策定し、及びこれを実施するものとする」と規定しています。

県では、この条例に基づき策定した第2次三重県消費者施策基本指針（平成23年4月～平成27年3月）および「みえ県民力ビジョン」を策定し、消費者施策を進めてきました。

このたび、消費者施策を取り巻く社会環境の変化、また、そのことに伴い整備された消費者関連法への迅速・的確な対応の必要性をふまえて、「次期三重県消費者施策基本指針」を策定します。

2 中間案の内容

(1) 計画期間

平成27年4月～平成32年3月（5年間）

(2) 指針（案）の構成

指針の構成は次のとおりです。（全体の概要については別表）

中間案の詳細は、[別冊1](#)「次期三重県消費者施策基本指針（中間案）」を参照。

第1章 指針策定の考え方

指針策定の趣旨、策定の視点、計画期間、進行管理等を示します。

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

消費者を取り巻く環境変化や、国・三重県の経済状況、三重県における消費者の特性を明らかにします。

第3章 消費者施策の具体的展開

今後の三重県の具体的な消費者施策の展開について、3つの観点から取りまとめます。

指針の柱1 消費者の安全・安心の確保

消費者関連法令に基づく監視・指導、消費者への適正かつ迅速な情報提供、自主的な取組等について、具体的に示します。

指針の柱2 自主的かつ合理的な消費活動への支援（消費者教育推進計画）※

消費者市民社会形成に寄与するための消費者教育の体系的・効果的な実践能力の育成のために必要な取組を示します。

※消費者教育推進計画

平成24年12月施行の「消費者教育の推進に関する法律」により、普通地方公共団体が、消費者教育を推進するための計画を策定することが、努力義務となったことを受けて、指針の柱2「自主的かつ合理的な消費活動への支援」を「三重県消費者教育推進計画」として位置付けることとしました。

指針の柱3 消費者被害の防止・救済

消費者の被害防止・救済のため、様々な主体が参画した相談体制や見守り体制についての取組を示します。

第4章 消費者行政の総合的・効果的推進

最後に、これらの取組のための、国や、事業者団体、消費者団体等と協働して進める内容などをお示しします。

3 今後の予定

平成26年12月 ～平成27年1月	パブリックコメントの実施・結果の公表
平成27年2月	三重県消費生活対策審議会（最終案審議）
平成27年3月	環境生活農林水産常任委員会（最終案報告）
平成27年4月	次期三重県消費者施策基本指針の公表

三重県消費者施策基本指針(案)構成イメージ

別表

1 指針策定の考え方

- (1)指針作成の趣旨
- (2)策定の視点
- (3)計画期間(平成27年度～平成31年度 5年間)
- (4)進行管理
- (5)県の総合計画「みえ県民カビジョン」との関係
- (6)基本指針の体系

2 消費者を取り巻く現状と課題

- (1)社会経済状況の変化
- (2)三重県における消費生活相談の状況
- (3)三重県における消費生活の動向

3 消費者施策の具体的展開

消費者の安全・安心の確保

法令に基づく監視・指導、消費者への適正かつ迅速な情報提供、自主的な取組等

- 食の安全・安心の確保(食品の生産から消費までの一貫した監視・指導システムの確立の確保)
 - ・農林水産・健康福祉・環境生活分野の連携による取組
 - ・食品衛生法
 - ・JAS法
 - ・米トレサビリティ法
 - ・景品表示法
 - ・健康増進法
 - ・GAP、食の信頼向上アドバイザー等
- 製品等の安全の確保
 - ・消費生活用製品安全法
 - ・家庭用品品質表示法
 - ・住宅品質確保法 など
- 取引の安全の確保
 - ・特定商取引法
 - ・割賦販売法 など
- 表示・計量の適正化
 - ・景品表示法
 - ・JAS法
 - ・食品衛生法
 - ・健康増進法
 - ・計量法 など
- 生活関連物資の安定供給
 - ・生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律

自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

消費者市民社会形成に寄与するための消費者教育の体系的・効果的な推進と実践的能力の育成

- ライフステージにおける体系的な消費者教育の実施(イメージマップ)
- 消費者の特性・場の特性に応じた教育(学校教育等での消費者教育の推進)
 - ・小学校期における消費者教育の推進
 - ・中学校期における消費者教育の推進
 - ・高等学校期における消費者教育の推進
 - ・大学・専門学校等における消費者教育の推進(地域社会での消費者教育の推進)
 - ・高齢者・障がい者に対する消費者教育の推進
 - ・外国人に対する消費者教育の推進(家庭での消費者教育の推進)
 - ・社会教育施設、PTA等への情報提供等(事業者の消費者教育の推進)
 - ・顧客の声を生かした情報提供、従業員への情報提供
- 多様な主体間との連携
 - ・国・県・市町・消費者団体・事業者団体との連携による効果的な実施
- 環境・食育・国際理解に関する教育との有機的連携
- 消費生活情報の提供、発信

消費者被害の防止・救済

様々な主体が参画した相談体制や見守り体制の確立

- 三重県消費生活センターの相談機能の充実
 - ・消費生活相談員の資質向上
 - ・日曜相談
 - ・顧問弁護士制度
 - ・苦情処理委員会
- 市町の相談体制充実に向けた支援
 - ・消費生活相談員の資質向上
 - ・県相談員による技術的支援
 - ・広域的連携の調整
- 多重債務者問題への対応
 - ・多重債務者対策協議会による連携
- 消費者事故情報の迅速な収集・提供
- 事業者指導の強化
 - ・表示の適正化、商取引の適正化、製品等の安全の確保
 - ・景品表示法
 - ・特定商取引法 など
 - ・近隣県、関係機関との連携による指導
 - ・東海4県悪質事業者対策会議
 - ・東海4県広告表示等適正化推進会議
- 判断能力が十分ではない高齢者等への支援
- 紛争の適切かつ迅速な解決

4 消費者行政の総合的・効果的推進

- 消費者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保
 - ・消費生活に関する消費者等の意見の把握

- 国との連携・市町への支援と連携
- 行政等の連携体制の充実・強化

4 ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の第9回点検・評価（案） について

ごみゼロ社会実現プランをより効果的かつ着実に進めるため、住民、事業者、市町、NPO等団体を構成員とした「ごみゼロプラン推進委員会」において、毎年度、プラン推進の取組についての点検・評価を行い、公表しています。

本年度も「ごみゼロプラン推進委員会」において、各委員から意見をいただき、第9回点検・評価（案）**別冊2**をとりまとめたところです。

1 第9回点検・評価の概要

(1) 数値目標に関する進捗状況

(t/年)

指標名		2002年度 (基準年)	2012年度 (確定値)	2013年度 (速報値)	基準年比 (前年比)	中期目標 (2015)	数値目標 (2025)
ごみ 排出量	家庭系ごみ	535,198	459,689	446,417	-16.6% (-2.9%)	-20%	-30%
	事業系ごみ	251,733	178,125	182,938	-27.3% (+2.7%)	-35%	-45%
	計	786,931	637,814	629,355	-20.0% (-1.3%)	—	—
資源としての 再利用率		14.0%	15.9%	15.8%	+1.8ポイント	22%	50%
ごみの最終処分量		151,386	41,958	47,464	-68.6% (+13.1%)	55,000	0

① 家庭系ごみ排出量

基準年（2002年度）と比べ16.6%の削減となりました。

県内全域に広がったレジ袋の有料化や、尾鷲市など8市町における家庭系ごみの有料化など、ごみ減量にかかる取組の浸透によるものと考えられます。

② 事業系ごみ排出量

基準年（2002年度）と比べ27.3%の削減となりました。

市町における事業系ごみの処理手数料の値上げや、事業者自身の発生抑制の取組によるものと考えられます。しかしながら、前年比では排出量が増加しており、式年遷宮等による観光客の増加等による影響と考えられます。

③ 資源としての再利用率（市町によって回収されたもののみを対象）

基準年（2002年度）と比べ1.8ポイント増加し、15.8%となりました。

なお、資源ごみは、行政以外の回収ルートとして、スーパーの店頭回収や、民間リサイクル業者による戸別回収などの取組も進められています。

④ ごみの最終処分量

基準年（2002年度）の151,386tに対し68.6%削減され、47,464tとなりました。既に中期目標（55,000t）を達成しています。

ごみ焼却残さ（灰の溶融スラグ化や、セメント原料としての利用など）の資源利用や、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック等の資源化などによる、埋立ごみ量の削減が大きく寄与していると考えられます。前年比では最終処分量が増加していますが、プラスチックごみの埋立処理が一時的に増加したことが要因です。

（2）各主体の取組状況

① 市町

家庭系ごみの減量化に向けて、「家庭系ごみの有料化」が8市町で導入され、10市町が検討中あるいは検討を予定しています。また、「レジ袋の有料化」が県内の全市町で継続されているほか、ほとんどの市町で一般廃棄物会計基準が導入されています。

事業系ごみの減量化等の取組として、排出者に対する「減量化・分別の指導」や「不適物の搬入拒否」等が実施されています。

② 事業者

廃棄物の減量化・資源化に向けた取組として、「環境マネジメントシステムの認証取得・運用」や「紙ごみの資源化」等が実施されています。

③ NPO等団体

生ごみ堆肥化等に関する実施協力や、廃食用油のリサイクルの協力などが、継続して行われています。

④ 県

ごみゼロ社会の実現に向けて、「もったいない」という『もの』を大切に考える考え方を基にした環境学習（出前授業）を市町と協働して実施しました。

ごみの減量化・資源化を一層進めるため、生ごみの資源化について、事業系食品廃棄物などの資源化に関するモデル的な検討を行っています。

2 ごみゼロプラン推進委員会の意見への対応状況

（1）2013年度（平成25年度）のごみ処理状況等について

各市町のごみの排出量について、基準年（2002年度）との長期的な比較だけでなく、短期的な変化も把握して点検・評価できるようにするため、前年度との比較（増減量および増減率）を併記しました。

（2）市町の取組状況等について

生ごみ減量化の取組を休止した市町があるため、休止理由を追記しました。また、小型家電の回収制度が創設されたため、市町の小型家電回収にかかる現在の取り組み状況を記載しました。

（3）事業者の取組状況等について

事業者等の先進的な取組を共有するために、取組内容の一部をトピックスとして紹介しました。

3 今後の取組

「ごみゼロプラン」の中期目標（2015年度）の達成に向け、下記の取組を行います。なお、「ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の第9回点検・評価について」は、12月中に公表する予定です。

- (1) 生ごみ等の減量化の一環として、市町で出前授業を実施し、子どもたちの「もったいない」という意識の向上を図るとともに、市町の環境教育に対する取組を促進します。また、本年度の事業で募集した「もったいないかみしばい」を、小学校の低学年や就学前の子供を対象にした啓発活動のツールとして活用します。
- (2) 一般廃棄物のうち重量ベースで約3割を占める生ごみの減量について、堆肥化やバイオマスエネルギーとしての活用等、資源化の取組を進めるため、市町や事業者間のマッチング、情報共有の場の提供などの充実を図っていきます。
- (3) 市町における廃棄物会計の継続的な運用や市町ごみ処理カルテの一層の普及を図り、家庭系ごみの有料化や事業系ごみの処理手数料の適正化など市町の最適なごみ処理システムの構築を促進します。
- (4) 関係団体や県民への「ごみゼロ社会実現プラン」の啓発やホームページ等各種メディアを活用したごみに関する情報発信の充実に努めます。
- (5) 資源ごみの実態把握のため、民間事業者の独自回収について、排出量や資源としての利用方法などの動向について調査を行います。

5 三重県災害廃棄物処理計画（仮称）中間案について

1 計画策定の取組状況

南海トラフ巨大地震等の大規模な広域災害時には、県、市町等、民間事業者などの関係者が連携して災害廃棄物処理に取り組むことが必要であることから、三重県災害廃棄物処理計画（以下、「県計画」という。）については、環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、策定作業を進めています。

県計画策定にあたっては、国や市町が策定を進める災害廃棄物処理に関する計画との整合を図りつつ、県とともに国、市町、民間事業者等の役割を明確にするための協議等を行っているところです。

（1）国との連携

環境省中部地方環境事務所は、国が検討を進めている南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時の県域を越える広域的な対応について検討するため、本年10月に「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」を設置しました。

県は、県域を越える広域処理を県計画に位置付けるため、同協議会に構成委員として参画し、ブロック内の広域処理体制構築に向けた国、県の役割等について意見交換や協議を進めています。

（2）市町との連携

県は、災害の規模や市町の被災の程度に応じて、県内市町間で災害廃棄物処理の広域調整を図る必要があります。このため、被害想定調査による具体的な数値を示しながら市町等と個別及び地域毎に協議を進め、市町域を越える広域処理について、県計画との整合を図っています。

（3）民間事業者との連携

災害廃棄物処理が市町等の一般廃棄物処理施設のみでは困難となる場合を想定し、産業廃棄物処理業者等との連携を図るため、民間事業者、市町、県で構成する「災害廃棄物処理に関する連絡会」を本年11月に設置しました。

同連絡会では、災害時の応援協定に基づいて、市町等に対する民間事業者による施設や機材の提供等の協力・支援が着実に実施できるよう協議を進めています。

また、より多様な業種の関係事業者との連携体制が構築できるよう、引き続き、同連絡会への参加を働きかけています。

2 県計画の概要

(1) 対象とする災害

県計画では、地震災害及び風水害を対象とします。

地震災害については、南海トラフ地震及び県内主要活断層を震源とする内陸直下型地震とします。

風水害については、集中豪雨などにより生ずる洪水、浸水、土砂災害や台風、竜巻等を対象とします。

(2) 県計画の構成

県計画は、総則、災害廃棄物処理対策、データ集の3編構成とし、各章の主な内容を以下に示します。

第1編 総則

第1章 基本的事項

災害廃棄物処理対策として、市町が処理主体となり県が技術的支援を行う「基本対策」と行政機能が著しく低下した市町に代わり県が主体となって処理を行う「特別対策」を基本方針に位置付けます。

災害廃棄物処理対策にあたっては、民間事業者を活用しつつリサイクルを優先し、発災から概ね3年以内の処理を目指します。

第2章 組織体制・指揮命令系統

災害時には「三重県災害対策本部」が設置されますが、市町の被災状況に応じて、廃棄物処理を迅速かつ機動的にすすめるための「災害廃棄物対策本部」を廃棄物対策局に設置します。

「災害廃棄物対策本部」は、地域防災計画と整合・連携のとれた組織体制とし、指揮命令を行うための統括責任者を設置します。

第3章 情報収集・連絡

「災害廃棄物対策本部」において、刻々と変化する状況に柔軟かつ的確な対応、判断が可能となるよう、「三重県災害対策本部」との連携や市町、民間事業者団体、国、他府県等との連絡体制を構築し、各市町における被災状況、災害廃棄物の発生量等の情報収集を定期的に行います。

また、民間事業者や市町等による迅速な支援が実施されるよう関係者間で情報共有を行います。

第4章 協力・支援体制

大規模災害時の広域処理が、災害廃棄物処理に関する応援協定に基づき円滑に実施されるよう、被災市町のニーズの把握、関係者との連絡調整を行い、国、他府県等も含めた受援・応援体制の構築を進めます。

また、平常時から、市町等や民間事業者団体、県で構成する「災害廃棄物処理に関する連絡会」において意見交換や図上訓練等を行い関係者間の連携強化を図るとともに、その他の関係事業者団体等との新たな応援協定の締結等に取り組みます。

第5章 人材育成・教育訓練

県計画や市町計画の実効性を高めるため、平常時から県や市町等職員の災害マネジメント能力を維持・向上し災害廃棄物処理に精通した人材育成の研修セミナー等を実施します。

また、「災害廃棄物処理に関する連絡会」をとおして、情報共有のための研修を実施するとともに、市町や民間事業者等との図上訓練などを実施します。

第2編 災害廃棄物処理対策

第1章 全般的事項

災害廃棄物発生量推計結果を基に処理フローの全体像やスケジュールを明確にします。

また、災害廃棄物の処理にあたっては、災害廃棄物発生量の算定方法や仮置場の選定方法、災害廃棄物処理に係る環境モニタリング等の環境対策を定めま

す。

第2章 災害廃棄物処理基本対策

各市町が主体となって計画期間内で災害廃棄物の処理を完了するため、三重県被害想定調査結果と各市町の一般廃棄物処理施設の余力を比較衡量し、被災市町や支援市町に対して技術的助言を行うとともに、民間事業者での受入が円滑に進むよう関係機関との調整等を行います。

第3章 災害廃棄物処理特別対策

広域的大規模災害により、甚大な被害が発生し市町の行政機能が著しく低下するなど基本対策では、市町が計画期間内に処理できない場合には、市町施設や民間事業者の産業廃棄物処理施設に加え、県が仮置場、破砕選別施設、仮設焼却炉を設置するなどし、市町に代り主体として災害廃棄物の処理を行います。

県による処理を行っても、県域内での処理が困難な場合には、国に県外での広域処理の調整を要請します。

第3編 データ集

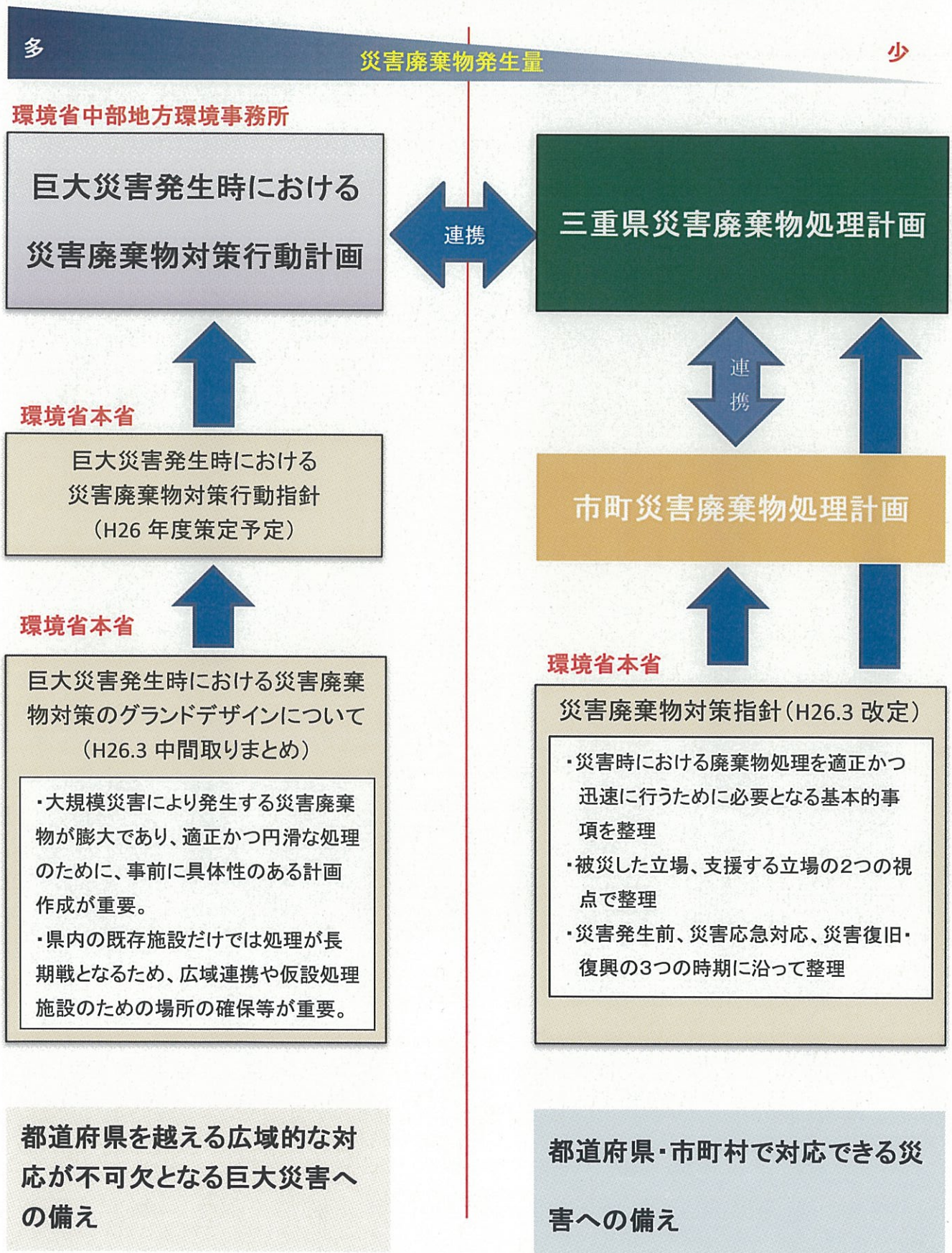
3 今後の予定

県計画については、市町、学識者、県関係機関等の意見をふまえて年度内に策定します。

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 平成26年12月 | ・学識者意見照会
・県関係機関、市町意見照会、民間事業者団体 |
| 平成27年 2月 | ・県計画最終案とりまとめ |
| 平成27年 3月 | ・環境生活農林水産常任委員会（最終案報告）

・県計画策定 |

三重県災害廃棄物処理計画と市町計画、国の行動計画との関係



6 各種審議会等の審議状況について

(平成26年9月16日～平成26年11月20日)

1 三重県総合文化センター指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	三重県総合文化センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成26年10月10日 (第2回選定委員会) 平成26年10月17日 (第3回選定委員会)
3 委員	委員長 豊田 長康 委員長代理 川口 節子 委員 伊藤 早苗 他4名
4 諮問事項	三重県総合文化センター指定管理候補者の選定について
5 調査審議結果	第2回選定委員会においては、申請者から事業計画の概要等について説明を受け、質疑が行われた。第3回選定委員会においては、申請書類及び第2回選定委員会における質疑等をふまえた審査が行われ、指定管理候補者が選定された。
6 備考	次回開催日：なし

2 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成26年9月18日
3 委員	会長 井村 正勝 副会長 坂倉 加代子 委員 小野 芳孝 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	三重県立図書館改革実行計画平成26年度アクションプログラムの進捗等について協議、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：平成26年12月11日

3 三重県公害審査会

1 審議会等の名称	三重県公害審査会 調停委員会
2 開催年月日	平成26年10月8日（第1回調停期日） 平成26年10月27日（第2回調停期日）
3 委員	調停委員長 向山 富雄 委員 尾高 健太郎 委員 寺島 貴根
4 諮問事項	平成26年（調）第1号事件
5 調査審議結果	調停委員による現地調査及び関係者から意見の聴取等を行ったが、当事者間に合意が成立する見込みがないものと認め、公害紛争処理法第36条第1項の規定により調停を打ち切った。
6 備考	次回開催日：なし

4 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	第1部会：平成26年10月29日 第2部会：平成26年11月13日 第3部会：平成26年11月12日
3 委員	会長：佐伯 富樹 副会長：川口 節子 委員：伊藤 和子 他17名 (第1部会) 部会長：濱口 和美 他6名 (第2部会) 部会長：前山 都子 他6名 (第3部会) 部会長：川口 節子 他5名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に対する評価について審議が行われた。
6 備考	今後の予定：平成27年2月に、男女共同参画の推進に関する評価（中間評価）をとりまとめる予定。